

# 検査実施料に関するお知らせ

(管理番号: 20-0070)  
2020年06月 C-02

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0602 第2号」により下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

## ■ 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
SARS-CoV-2核酸検出	<ul style="list-style-type: none"><li>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：1,800点</li><li>それ以外の場合：1,350点</li></ul>

## ■ 適用日

2020(R2)年 6月 2日 から適用

## ▼ 詳細内容

太字下線部分が追加および削除されました。

検査項目	SARS-CoV-2核酸検出
保険点数	検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合：450点×4回分 それ以外の場合：450点×3回分
判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査の12
備考	<p>SARS-CoV-2核酸検出は、<b><u>喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液又は鼻腔拭い液からの検体を用いて</u></b>、国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合又はCOVID-19の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。<b><u>なお、検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。</u></b></p> <p style="text-align: center;">～省略～</p> <p>COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年<b>5月29日健感発0529第1号</b>)の「第1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査つき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

▼ 参考資料:「疑義解釈資料の送付について(その15)」(事務連絡 令和2年6月2日)

### 【SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出】

令和2年6月2日付けで改正された、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305 第1号)区分番号D023(17)SARS-CoV-2核酸検出について、「検査に用いる検体については、国立感染症研究所が作成した「2019年-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。」とあるが、これはこれまで保険適用となっていた検体に加え、唾液からの検体を用いてSARS-CoV-2核酸検出を実施した場合も保険適用となったということか。

(答)これまで保険適用となっていた喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、及び鼻腔拭い液に加え、唾液からの検体を用いて実施した場合も保険適用となる。